

別紙資料

通所型サービス（独自）【A6】

対象者	計画に位置付けた回数	基本報酬	単位	サービスコード
事業対象者 要支援1	1回～4回まで	1回につき (回数制)	436単位	A6 1113
	週1回程度 (5回以上)	1月につき (月額包括報酬)	1,798単位	A6 1111
事業対象者 要支援2	1回～8回まで	1回につき (回数制)	447単位	A6 1123
	週2回程度 (9回以上)	1月につき (月額包括報酬)	3,621単位	A6 1121

- 1月のサービス利用回数が、回数制で算定できる数を超える場合は、月額包括報酬（定額制）で算定する。
- 各加算については「介護保険法規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の別表中、第2項通所型サービス費に準じて算定する。
- 日割りについては、回数制の算定であれば、行わない。ただし、利用回数により月額包括報酬（定額制）となり、月途中で契約解除や区分変更を行った場合は、日割りが適応される。
- 利用者の居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、所定単位数から、1回（片道）につき、47単位減算する。

参考

【通所型サービスの意義について（介護保険最新情報 Vol.1222）】※抜粋

- ① 入浴介助は、利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行うこと。この際、利用者の状態や、当該利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましい。
- ② 運動機能向上サービス（利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。）は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防

の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。

【介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（介護保険最新情報 Vol.1221）】※抜粋

- ① 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
- ② 介護予防の十分な効果を高める観点から、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。